

## 教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 . 日 時 平成 2 1 年 6 月 2 6 日 ( 金 曜 日 )  
午後 5 時 0 0 分 ~ 午後 5 時 3 8 分
- 2 . 場 所 委 員 会 室
- 3 . 出 席 委 員 布 施 文 子 委 員 長 河 本 芳 久 副 委 員 長  
徳 並 伍 朗 委 員 大 中 宏 委 員  
原 田 茂 委 員 山 本 昌 二 委 員  
萬 代 泰 生 委 員 有 道 典 広 委 員  
秋 山 哲 朗 議 長
- 4 . 欠 席 委 員 な し
- 5 . 出 席 し た 事 務 局 職 員  
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 係 長  
佐 伯 瑞 絵 係 長
- 6 . 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名  
山 田 悦 子 市 民 福 祉 部 長 岡 村 恵 右 市 民 福 祉 部 高 齢 障 害 課 長  
古 屋 敦 子 高 齢 障 害 課 長 補 佐 野 村 一 守 高 齢 障 害 課 企 画 員

午後5時00分開会

委員長（布施文子君） それでは、お揃いになりましたので教育民生委員会を開催いたします。先程の本会議におきまして、本委員会に付託されました議員提出決議案1件につきまして審査いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、これより審査を始めます。議員提出決議案第2号 美祢市配食サービス事業実施要綱の廃止を求める要望決議についてを議題といたします。提出者の徳並委員さん、先程の本会議場で提案説明がありましたが補足説明がありましたらお願いいたします。はい、徳並委員。

委員（徳並伍朗君） 特に補足説明は、ございませんが、この議員提出議案を読んでもいただければというふうに思っております。ただ、南口議員が私のほうに質問をされてですね、配食サービスの歴史と伺いますか、それを話をさせていただきました。それも皆さんも御承知のとおりだというふうに思っておりますし、また、あの合併をいたしまして、それまでも、ずっとおそらく、平成8年からそのままの状況であったというふうに、配食サービスについてはですね、あったというふうに思いますし、おそらくそのサービスの実施要綱については、作るときには大体、行政が作るとなれば、よそと同じようなもを作られるというふうに思っておりますし、私とすれば、山口県に誇れる素晴らしい美祢市の配食サービスの事業の実施要綱を作ったな。という見本をですね見せるためにも、一から出直してですね、廃案にして全く新しいものを作ったらどうかな、ということが。それぐらいでございます。ただ何か、藪をつついたらじゃございませんが、大きな蛇が出たようになってですね、大変、皆さんにも私もあれほどの質問が出るとは思っておりませんが、執行部の皆様方も資料的にはあるかもしれませんが、膨大な資料だということで私もたまげたというところです。以上です。

委員長（布施文子君） 補足説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） 本会議場で質問に対しての提案者からの回答ではですね、これには廃止、廃止ってありますけど、見直し云々というようなそういう回答を聞いたような気がしますけど。これは、全然違いますか。見直しということは一切考えてないということで。

委員長（布施文子君） はい、徳並委員。

委員（徳並伍朗君） これを廃案にしてですね。そして新しく作ってもらおうと。ただ、執行部でつくられる時には、こういった形で作られるかは分かりませんが、とにかく全く新しいものを、旧美祢市と旧美東、旧秋芳町のものを昔の状況でなくて、全く一つの市としての新しい案をつくってもらいたいというのが私の希望でございます。

委員長（布施文子君） はい、そういうことですが。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） これ廃止というのが、私全然理解できないんですよ。というのが、いわゆる配食サービスの実施要綱の中にですね、悪いところは全然ないんですよ。この廃止要綱の中にもうたっております、中にも入っておりますけど1日1食で老人の生活ができるかというようなことをうたっておりますし、いろんな見回り関係というのがありますが、要綱の中にもですね、きちんと1日1食でなくして第10条のほうにもですね、市長の判断でそれに対応するような形でやりかえることができるというのがうたっているわけですよ。要綱で、本当に山口県という訳ではないんですけど、私は、全国どこに出しても恥ずかしくないような要綱だというふうに思います。ですから、これを廃止するのではなく、今、執行部のほうも、たびたび言われておりますけれど、6業者並びに利用される約89名ですが、そういう方々のアンケート、実態調査をした上で、もしいろんな点で不都合な点があれば、これを改善していく方向で取り組むと言われておりますので、私は、それが出来たら、それに対してもし議会としてでもですね、何かがあれば、それに対して議会としては、こういうふうな私たちもっていったほうがいいんじゃないかという意見は出来ると思うんですけど、要綱そのものはですね、議会としては、これを廃止するとか、云々についてはですね、議会は全然権限がないわけですよ。議会の権限というのはですね、約6つぐらい権限がりますけれど、それにはいわゆる9項目ですか、議決権、選挙権、同意権、決定権、意見表明権、監視権、及び調査権、請願受理権、規則制定権、その他となっておりますけど、その他いろいろ解釈ありますけど、特に出てます決議をしてくださいと。これは、議決権に入るんですけどその中にはですね。条例を設け、または改廃をすること。予算を定めること。決算を認定すること。法令または、これに基づく法令に規定するものを除く。ほか地方税の賦課徴収また、分担金、使用料、加入金もしくはですね手数料の徴収に関すること。またその種類、金額について政令で定める基準に従い、条例で定める契約

を締結すること。とそれに財産の関係と。議決権というのはこれぐらいしかないんですよ。そうすると私はこの要綱の廃止についてはですね、これは議会の権限外の問題だと思えますから、そういう面での取扱をされるのであれば、私は理解できますけど。以上の点で廃止ということになれば、私はこれに同意しかねます。

委員長（布施文子君） はい、原田委員。

委員（原田 茂君） 大変、穏やかでない要望決議書が出たわけですが、私はですね、どうも理解できないのが、その廃止とその前になぜ6事業者ですか、その皆さんと執行部が協議をされて、それで話が、交渉がですね決裂したと。それで廃止を出す。ならまだわかるんですが、どうもその辺が釈然としません。それと先程、大中委員が言われたんですが、これは、この前説明があったんですが、実施要綱は市長の権限であります。ということは、この廃止をせよということは、市長に対しての不信任案と私は理解しております。そういうことでこれは、すぐに廃止することにはならないと思えますので、わたしの希望とすれば、先程も大中委員が言われましたように、執行部が業者のほうにアンケートをやると、その結果等々でいろいろな書類の精査をしてですね。そのためにも継続調査といいますか、それが一番ベターではないかと思えます。以上です。

委員長（布施文子君） 他にご意見は。はい、河本委員。

副委員長（河本芳久君） まず、執行部に確認したいんですが、実施要綱作成にあたって美東、秋芳それぞれの従来の要綱を検討して新市の一番理想的な要綱として一応定められて、今提示されて運営されておると。認識かということがひとつ。というのが秋芳の自立支援実施要綱を見ますとですね、目的のところは日々食の提供、安否の確認をこの自立支援事業として実施するということが明確に定義されている。そして事業内容については、サービスの回数は概ね利用者一人あたり週2回以上とか、1日1食以上の配食を行うものとする。こういう実施要綱でかなり回数についても事業内容についても違いが見えるんですよ。美祢市の実施要綱では、事業内容に当該利用者の安否の確認を行い健康状態に異常があったときは、関係機関に連絡をするといったような項目になっておると。多分合併によってそれぞれの運用の仕方が異なると思います。すばらしい一方案を出そうということで、こういう案になったのではなからうかと受け止めておる。これがひとつ。それから、今先程の意見がありましたように業者の間でこの問題について、とてもこれではやれな

いという意見がこれまで1年間歩んできたなかで、多く意見が出されたかどうか。このあたりを確認しておかないと、ちょっと審議しようがない。審議に支障をきたしてはいけない。もう一点だけ、これは確認ですが、契約は4月1日から3月31日という1年間の契約で更新をしていると。こういうシステムになっていると思います。南口議員も年度の途中で、しかもこれを廃止するということは、利用者もまた業者も大変な混乱をきたしている。ということになれば、事業実施は、現要綱でやると。そして抜本的な見直しで廃止して云々となると少し混乱を招く要因にならなはしないかと。そういうことで徳並委員の提案の中では、いろいろ問題点がある。民生委員とか利用者とかいろいろ業者等も含めてしっかり見直しをして一番いいひとつ自立支援に関わる要綱を作っていこうと、ということになると、これは廃止ではない。いったん廃止して見直すと。改善すべきところが多々あるから。一応これは廃止して、新しいものを作るということなら論理的にこれは、説明が十分理解できるんですが、ちょっと私その辺のところは理解できないので、執行部にまず、作られた新市の経緯と目的においてかなり他の秋芳との違いがある。そして今契約においてこれを廃止すれば、多大な混乱も生じるであろう。そしてもう一つは、契約をして1年間スタートする。その辺のところを十分に審議しながら廃止にするのか、または見直しするのか、否決して現状でやりましょうと、というひとつの意見を集約し、それぞれの委員が意志決定をするその資料として今3点ばかり申しましたが、執行部としての考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（布施文子君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 要綱の制定につきましてですが、合併時におきまして、合併前の調整ですね。旧1市2町で調整を行いましてその結果で新しい要綱、一番いい要綱ということで3月21日に策定し、4月1日からの実施としたものであります。それから事業の中でこの1年間でいろいろな意見があったかどうかですが、やはり範囲が広がったりとかですね、食材費の高騰とかですね、やはり1,000円では難しいという意見は聞いております。それから契約についてなんです、1年間の契約でということで、万一廃止したらどうなるのかということでありますが、廃止というか再構築したいということで考えておりますので、そのためには、先程、大中議員さん等もいわれましたが、アンケート利用者それから事業所それから各市の状況を踏まえましてですね、一番いい方法で再構築をしたいだからそ

こで期間が空くとか、そういうことがないようにする予定であります。だから現状把握というのが一番大事だと考えております。

委員長（布施文子君） 岡村高齢障害課長。

高齢障害課長（岡村恵右君） 解約の意見が出たかというのが1件あったかと思いますが、特に公式的に意見は出ておりません。以上です。

委員長（布施文子君） はい、河本委員。

副委員長（河本芳久君） 要綱作成にあたって新市でスタートするための、要綱をそれぞれ合併前に検討し、これが一番新市でとっていいであろう。とこうことでスタートした。スタートして1年経過した中で、今いろいろ意見が出てこういう提案も議員から出たわけですが、私の意見としては、1,000円が安いとか云々というのがあれば、それはその改正で、その相当の理由で執行部提案として議会に諮られれば、議会として十分審議してやれるわけですが、1,000円そのものについては、私の調べたところでは県下13市で一番高い。これは秋芳町のときに私がかかり1,000円に対する、コンビニでの5・600円であるじゃないかと。そういったところで1,000円の必要性については、広域でやるとか色々な理由で1,000円になったことについては理解を示すがと。ということでやはりその1,000円であろうがいろいろな項目についていかに現状を把握しながら、しかも利用者も業者も御理解いただける状況にこの要綱をもっていくことになる、やはりこの場で決をとってこの提案が否決するとか、採択するとか、いろいろな面で影響も大きい。議員としてもそういうものをすぐ否決したかとか、採択したかということになると思いますので、私としてはしっかり執行部もこれから十分資料を集め、そして議会において十分審査していただいて、そして執行部提案の抜本的な改正案ができれば審議に応じる。ここでイエス、ノーというのを出すということについては、やはり委員にもかなり責任も重しい、苦しみもあるだろうとそういうことで私としては、継続審議ということで本日の委員会は一応、この付託を受けたけれども報告するということでは、いかなもんだらうかと。今そういう提案も原田委員からもございました。一応私といたしましても原田委員と同じように十分執行部として現状把握、そして立派な今の要綱とは思いますが、意見があればその意見を徴収して新たな要綱を提案され、そういう意向があるということであれば私は、廃止ではなくて見直しのためのやはりまた、議会が審議すると。即ここで廃止とい

うことを決めて、あとボールを執行部に投げるとするのは議会としても責任があると思いますので、継続審議をいうかたで提案したいと思います。以上です。

委員長（布施文子君） はい、山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 今ですね、河本議員さんが議論する審議すると言われましたが、要綱につきましては市長の権限になりますので、廃止を要望されるのは議会としてされると思いますが、それを受けて市長がどうするかは、市長の判断によると思いますので、議会で審議をしていただく事項ではないと考えております。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。はい、有道委員。

委員（有道典広君） いろいろ出ましたけれども、私も別に継続審議する必要ないと思います。議会でこの事項を継続してずっと引っ張っていくもの、べきものかどうかもちっと分からないところもあります。先程、原田委員さんも言われましたけど市長の専決事項でそれを議会がですね、要望とか確かに要望とか意見とか言うことはできると思いますけど、議決をとるような問題じゃないですからね。それとあとこの、今の要望書にいろいろと書いてあるんですけど、この実施要綱が全然、悪いところがないように、運用するとき問題が多少あるかもしれませんが、どこが悪いのかがさっぱりわからんのですよね。なぜ廃止したいのかというのもよくわからないし、それをはたして議会で審議しなきゃいけないかというのもさっぱりわかりませんが。その辺はいかがでしょうか。今、部長が言われましたけど、それももっともじゃないかなと私は思ってます。だから審議をどんどん引き延ばしてこれをどうするかというよりは、廃止とか廃止じゃなくて当事者同士でですね、より良い、もしこれが不足であればもう少しいいものをですねちょっと改善するとかそういう話はあるかもしれません。日本国憲法でも9条でいろいろ問題が出たりとかいろんな法律で問題は確かにありますけど、それを今、実施要綱まで運用のほうから何から何まで皆どうのこうの、と言っておるとですね議会は収拾つかんと思いますので、市長のよかれと、実施される会社もですねいろいろ相談されて、みんながいい方向に行けば私はいいと思います。私は、継続審議は、皆さん何か多数みたいですけど、別に継続審議するほどのもんでもないと思います。

委員長（布施文子君） 今、市長の采配に任せる。というご意見も出ました。河本委員どうぞ。

副委員長（河本芳久君） 今、執行部から明快な意思表示がありましたから、別にここで賛否をとってきちっと決着をつける。その依存は当初から全然ありませんけど、やはり執行部として今後、見直しをしていかななくちゃならないと、こういうご意見もありましたので、あればこういった問題は執行部から提案されるべきもの、そういったことで、今、議会として要望という形で取りまとめるんじゃなくて、もうどちらか1本にしたほうがいいということになれば、それはやぶさかではない。ただし、今のようにいろいろな意見がありながら、それを議会としてもうこちらの方向でいきますという結論をですね、ここで出すのがいいのかどうか。その辺だけ、その辺をみんなが、教育民生委員会の席で意思表示をされれば、私はそれぞれの委員の責任において権利を議員としての立場を行使されるわけですから、だから私は、今さっき提案をしましたけれども皆さん方がそういう意向であればそれに対して依存がございません。

委員長（布施文子君） はい、山本委員。

委員（山本昌二君） はい、山本ですが、この提出に関わる賛成者の一人ですが、今執行部からも大変、回答といたしますか、答弁があったんですが、今、先程から言われますようにですね一番最初に本会議でですね要望決議を廃止を求める要望決議という項目は、それにぴしゃっと書いてありますが、徳並議員が説明するときですね、とにかく利用者側の立場に立って、そして業者の意見を総意して新しい要綱を作ってもらったらどうかということを当初発言しておられます。でですね今見るとやはり介護保険法は平成9年に施行されて、そしてその後平成10年には施行令そして11年に施行規則が制定されて、そしてその後ですね全国的にまた美祢市ではここに書いてありますように、20年の3月ということになっております。やはり先程部長さんが言われましたように、これを機会にですねこれまで1年ちょっとたっておりますがいろいろなことが出ておろうと思いますし、旧秋芳美東町もですねこの介護については非常に喜ばれておる面もありますけど、中にはちょっとしたあれはありますので、今から市長さんのもとでこれをもう一度、検討しかえる。言い方が悪いんですが、今からまたあれするということでしたんで、その辺のほうに期待をもってですね、私どもは次のまたいい方向にですねもっていければ問題がないと思いますが、今でも喜ばれておられる方もたくさんおられますのでいいところは十分参考にして、あれしてもらっていつてもらいたいと思っております。やは

り施行の関係があって非常に厳しいところもあると思いますけども、この要望決議の内容を十分把握して、これからは前向きに検討してもらっていただければですねいいのではなからうかと、と言うふうに私はちょっと5人組からはずれたようなことを言って、あとまたお叱りを受けるかもわかりませんが、やはり病院に長ごうおった関係もありますし、今いろいろな福祉関係の役をやっておりますのでちょっとお叱りを受けるかもわかりませんが、以上です。

委員長（布施文子君） はい、萬代委員さん。

委員（萬代泰生君） いろいろと今、意見が皆さんから出されました。確かに今。部長が言うように、言っていましたようにこれ要綱ですよ、条例じゃない。規則とか要綱と違ってというのは市長の権限で決定できるものですから、それに対して議会があまりこう命令的な決議をすること自体は、どうだろうかという感じは受けております。このサービス事業そのものがですね、早くから美祢市も取り組んでもらっております。始めた頃に比べて今、6業者もいらっしゃるといことで、環境そのものも随分と変わって来ているんじゃないかと思うんですね。でそうすると1業者だけの意見じゃなくて、やはり6業者の意見を取りまとめる必要はあると思うし、ただ、市長の権限だからといって一方的な決定をするのも、いささかの問題があるんじゃないかと。だからやはり利用者の今回こういうことが出たことも一つの契機としてですね、やはり利用者の意見聴収をする。あるいは業者さんの意見も伺う。そういった中で今後、新しい要綱なり、要綱をですね決めて行かれたら私はいんじゃないかというふうに思っております。以上です。

委員長（布施文子君） はい、その他ご意見ございません。ご意見じゃなくて、意見じゃねやっぱり。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） これ実際さっきも言いましたようにですね、議会で審議すべき問題じゃないんですね。でもあえてこれが出されたということの真意はですね、前々からいろいろ何回もお聞きしてますけど、現状の要綱が悪いと。だけど1日1食これは、1食以上にする場合は、市長の判断でこれは2食にもすることができると、自立支援のサポートをするわけですから3食昼寝つきでやったらこれは、寝たきり老人になりますので、そういうことはできないというので、これは老人介護サービスの支援の一端としてやられてるんですから、また、3食必要になるとかいんな面については、それぞれの対応の仕方があってそのほうにもってくるわけで

すから、配食サービスということに限ってますんで、その点から考えるとですね私は、市長の先程執行部のほうから言われたとおりですね、これはどこまでも市長の権限、権威でもありますから、これは議会としては審議すべきじゃない。とはっきりここで私は、言いたいと思います。こういうことがですね、どうしても要望がしたければですね私は、直接市長なりにそういう要望書を提出、あるいは国のやり方が悪いんなら国に対してですね、こういう制度はよろしくないからいろんな署名等集めてですね、こういうなことをやって貰いたいというふうに国のほうにですね要望書を出すんなら話はわかりますけど、美祢市議会にそのものに出すというのは、私はちょっと筋違いじゃないかと思います。

委員長（布施文子君） はい、よろしゅうございますか。河本委員、何かございますか。

副委員長（河本芳久君） ええですかいね。私はあの議会運営に、直接、議運の中に入ってませんからわかりませんが、これは、議長として受理し、議運に振った経緯があるんじゃないかと、でないときょうの議案に載ってこない。といことは一応議会としても慎重審議でこの意見書の取扱については、何らかの方向性を出してくれとこの委員会に付託されたんじゃないから。付託された以上は、やはり何らかの結論を出さんにゃいけないと。ひとつはもう市長の権限だと、当然です。だからもう我々は、廃止ということについては、一切そういうのを議決する場ではないから、もう否決しますと、簡単なことです。しかし今のようにいろいろな意見もあるし、しかもそれを早急に結論を出さなくても、もうすでに今年の実施については、現実施要綱でやらざるを得ない。もうそれで委託契約をしているので。だから時間をかけてやっても少し次の段階で最終結論を出してもいいんですが、もう今この場でやりましょうということなら、その委員の総意なら何だかのやはり意思表示をこの委員会ですべきじゃないかと。なんぼやっても本会議でどちらかの結論になれば、否決なら否決に対するかなり論議がありましょう。継続なら継続の理由は、今いろいろ執行部の意見と我々の意見も出していますが、その辺で委員長ひとつ、ある程度の方向性を決められたらいかがですか。

委員長（布施文子君） はい、よろしゅうございますか。皆様のご意見を聞いておりまして、一番に継続審議でいこうという案と市長の采配に任せてこの案は否決するという案と、それから原案賛成という3つのご意見があったように思います。

それで皆さんのここで決をとりたいと思います。まず本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を。失礼しました。

委員（原田 茂君） 私も個人的には河本委員と同じ同意見でございますが、やはりですね、これはやはり先程も言いましたが6事業者と行政が今後のこともありますからね、これを否決とか可決とか端的にしない。今後のためにも私は、継続と言いますか、廃止でなく見直すために私はここで白黒付けないほうがいいんじゃないかと思いますが。以上です。

委員長（布施文子君） はい、それでは、本義案につきまして。（発言する者あり）

委員（有道典広君） 原田委員が言われたように、これを議題に載せるか、継続審議か、廃止かと今言われましたけど、ちょっとニュアンスがね決議をとるんじゃないかと、適正かどうかというのはちょっとありますけど。

委員長（布施文子君） はい、わかりました。継続審査についてのご意見がありましたので、まず継続審査についてお諮りをしたいと思います。この議員提出議案第2号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。はい。挙手多数であります。よって議員提出議案第2号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。よろしゅうございますか。（発言する者あり）それでは、今、継続審査多数ということで決定をいたしました。以上をもちまして、本委員会に付託されました議員提出議案1件につきまして審査を終了いたしました。これにて本委員会を閉会いたします。ご審査ご協力誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

午後5時38分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年6月26日

教育民生委員長

石 施 文 子